

成果重視事業評価書

平成19年8月

評価対象(事業名)	健康増進総合支援システム事業			
主管部局・課室	健康局総務課生活習慣病対策室			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	1 2	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		
施策目標	12-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること		
個別目標 1	健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること			
個別目標 2	健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること			
個別目標 3	健康づくり対策(たばこ、アルコール)を推進すること			
個別目標 4	健康づくり対策(糖尿病、循環器病)を推進すること			

1. 現状・問題分析

我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約3割となっている。疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域全ての住民の健康づくりを効果的に推進することが重要であるため、現在、健康増進総合支援システムの開発準備を行っており、平成19年度中の開発、平成20年度からの運用に向け対応しているところである。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

生活習慣病の主要因である国民の生活改善を行うためには、必要な情報提供や継続的専門指導の実施プログラムなどが不可欠であり、現行の健康情報網システムを再構築し、科学的知見に基づく正しい情報の発信、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を行う事業である。

(3) 事業計画期間

平成17年度 ～ 平成19年度

(4) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
	—	249	242	175	—
予算執行の弾力化措置					
国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化					

3. 目標等

定量的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見に基づく正しい情報の発信 ・システム利用者の満足度の向上 ・自治体及び民間団体における保健指導への活用
目標設定の考え方	当該事業目標を達成することにより、国民の健康自己管理と保健指導の充実により生活習慣病予防対策の確立をし、国民の心身の健康の維持・増進を図る。
本事業における具体的な手段と目標の因果関係	正しい情報の発信及び生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことができる。また、保健師等からの個別指導による生活習慣の改善により国民の健康の維持・増進を図ることができる。

4. 評価指標

アウトプット指標		H16	H17	H18	H19
1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)	実績	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—
2 健康増進総合支援システムの活用件数(単位：件数)	実績	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—
3 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)	実績	—	—	—	—
	目標	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度からの運用に向け対応しているところである。					

5. 評価

(1) 総合的な評価(主に有効性及び効率性の観点から)

インターネット等を活用して、①科学的知見に基づく正しい情報の発信、②自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、③保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を平成19年度に行う。
当該事業を国が行うことは、医療関係機関等の科学的知見に基づく正しい情報の共有化が図れるため効率的である。
また、生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことが可能となるため有効である。

(2) その他(上記の他、予算執行の弾力化措置により得られた効果、公平性、優先性等評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(3) 政策等への反映の方向性

今後行われる評価結果を踏まえ、今後の生活習慣病対策のあり方について検討を行う。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)	なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況	なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況	なし。
④会計検査院による指摘	なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	なし。